

1-1 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあつては消防防災課長、乙にあつては放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和53年4月1日

甲 兵庫県知事 坂井時忠

乙 日本放送協会

神戸放送局長 中村健一

※同様の協定を以下の放送局（会社）とも締結している。

締結放送局名	締結年月日
株式会社サンテレビジョン	昭和53年4月1日
株式会社ラジオ関西	昭和53年4月1日
兵庫エフエムラジオ放送株式会社	平成3年4月1日
株式会社毎日放送	平成8年6月20日
朝日放送株式会社	平成8年6月20日
関西テレビ放送株式会社	平成8年6月20日
讀賣テレビ放送株式会社	平成8年6月20日
大阪放送株式会社（ラジオ大阪）	平成8年6月20日
関西インターメディア株式会社	平成8年7月18日

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害時における放送要請に関する協定（昭和53年4月1日締結、以下「協定」という。）第6条に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

- (1) 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
- (2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

（放送要請の手続）

第2条 市町長からの緊急警報放送の要請については、協定第2条に規定するとおり、やむを得ない場合を除き知事から行うものとする。

2 緊急警報放送の放送を要請するときは、甲は乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急を要し文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第3条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあつては消防防災課長、乙にあつては放送部長を連絡責任者とする。

（施行期日等）

第4条 この覚書は、昭和60年9月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和60年9月1日

甲 兵庫県知事 坂井時忠

乙 日本放送協会

神戸放送局長 稲継文彦

1-2 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条の規定に基づき、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援主管府県等)

第2条 応援活動を実施するため、次表のとおり府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県（以下「応援主管府県等」という。）を定める。

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
福 井 県	滋 賀 県	京 都 府
三 重 県	滋 賀 県	奈 良 県
滋 賀 県	京 都 府	三 重 県
京 都 府	大 阪 府	福 井 県
大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県
兵 庫 県	大 阪 府	徳 島 県
奈 良 県	大 阪 府	京 都 府
和 歌 山 県	大 阪 府	徳 島 県
徳 島 県	兵 庫 県	和 歌 山 県

2 災害が発生した場合には、被災府県は速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県等は、被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者、傷病者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、府県は、平素から防災関係機関等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、応援主管府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた応援主管府県等は、速やかに他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し、応援内容を連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする府県から各府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者の損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた府県が、応援を受けた府県への往復の途中において生じたものについては応援した府県が賠償の責めに任ずる。

3 応援を受けた府県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があった場合には、応援した府県は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第6条 府県域において、震度6以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災府県との連絡が取れない場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動に実施に必要な情報収集等を行うものとする。

2 応援主管府県等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第4条第1項に定める要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに応援を行うことができる。

3 前項による応援については、第4条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第7条 府県は、被災府県の要請に応え、又は前条の規定により職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第8条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年6月末までに、地域防

災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、各府県に連絡するものとする。

(訓 練)

第9条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、必要の都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成8年2月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月20日

福井県知事	栗田幸雄
三重県知事	北川正恭
滋賀県知事	稲葉 稔
京都府知事	荒巻禎一
大阪府知事	山田 勇
兵庫県知事	貝原俊民
奈良県知事	柿本善也
和歌山県知事	西口 勇
徳島県知事	圓藤寿穂

※ なお、岡山県、鳥取県とも平成8年5月31日付で、相互応援に関する協定を締結している。

1-3 防災情報の提供と放送に関する覚書

(覚書の主旨)

第1条 この覚書は、兵庫県（以下「甲」という。）と（株）ラジオ関西（以下「乙」という。）が、県民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、甲乙間の回線を使用して県民に防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を提供する場合の放送の実施に関する事項について定めるものとする。

(放送の準備)

第2条 放送にあたっては、乙の責任において専用回線の確保等、所要の準備を行うものとする。

(放送の要請)

第3条 甲は、県民に防災情報を提供する必要があると認める場合、乙に対し放送を行うよう要請することができる。

(要請の手続き)

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は、原則として文書によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請のあった事項に関し、放送の形式、内容、放送時刻等をその都度決定し、放送する。ただし、災害時における被害の発生及び拡大の防止等を図るために必要な情報については、原則として直ちに放送するものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙の編成権を尊重し、乙の承諾の下、自ら専用回線を使用して、直接、県民に防災情報を放送することができるものとする。

3 放送に係る電波料は、無料とする。

(連絡責任者)

第6条 この覚書の実施に関する連絡調整を円滑、かつ確実なものとするため、双方に連絡

責任者を置くこととし、甲にあつては、兵庫県地方知事公室防災企画課長、乙にあつては編成局編成部長をもってこれに充てる。

(放送の習熟)

第7条 本覚書の実効性を高めるため、甲乙は、平常時から、適宜専用回線を使用して防災情報等の提供を行うなど、緊急時の運用に関する習熟に努めるものとする。

(その他)

第8条 この覚書によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 甲から乙に対し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送の要請がなされた場合には、原則としてこの覚書に基づく要請は行わないものとする。但し、放送内容が異なるものについては、この限りでない。

附 則

この覚書の効力は、平成11年1月17日から甲が整備する災害対策棟の供用の日の前日までの間とし、その以降については、甲乙が改めて協議を行うものとする。

上記の覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成11年1月13日

甲 兵庫県

兵庫県知事 貝原俊民

乙 株式会社ラジオ関西

代表取締役社長 宮本 和

1-4 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県下の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、兵庫県が保有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この要綱において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この要綱に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、知事に対して行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては対応が困難な場合
- (2) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (3) その他救急・救助活動等において、航空機による活動が最も有効と考えられる場合

(応援要請の方法)

第4条 前条の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離発着場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、第3条の規定により、応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、兵庫県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前条に規定する派遣ができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊に対する指揮は、発災市町等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している業務指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を災害現場の最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第7条 この要綱に基づく応援に要する運航経費は、県が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

兵庫県航空機使用管理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の使用及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事するために消防課に設置する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟を図るために独自に行う訓練をいう。

第2章 運 航 管 理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、防災監が行い消防課長が補佐する。

(運航管理責任者)

第5条 航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）が掌理する。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該

運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第7条 消防防災業務の指揮は、兵庫県消防防災航空隊の副隊長（以下「副隊長」という。）が行う。ただし、副隊長が航空機に搭乗しないときは、隊長が航空機に搭乗する隊員の中から、業務指揮者を指定する。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、副隊長の航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(航空業務計画)

第8条 隊長は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画を定めなければならない。

2 航空業務計画は、消防防災ヘリコプター年間航空業務計画（様式第1号）とする。

(運航基準)

第9条 航空機は、次に掲げる活動でのその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資器材等の輸送並びに高次医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動、情報収集及び伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住
民への避難誘導、警報等の伝達など

(5) 広域航空消防防災応援活動

近隣府县市等との航空消防防災応援協定等による相互応援活動

(6) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(7) 訓練のための活動

(8) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日

の出から日没までの間とする。

(緊急運航)

第 10 条 緊急運航とは、前条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、第 8 条に規定する運航計画に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に、優先する。
- 3 隊長は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中であっては通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を業務指揮者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(情報連絡及び報告)

第 11 条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく隊長に報告しなければならない。

- 2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第 2 号）を作成し、隊長に報告しなければならない。

第 3 章 使用手続

(使用計画)

第 12 条 航空機を使用しようとする者（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ）は、原則として 1 月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用計画書（様式第 3 号）を作成し、防災監に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する計画書は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

(使用申請)

第 13 条 航空機を使用しようとするものは、使用する月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第 4 号）を作成し、防災監に申請するものとする。

- 2 訓練等参加申請の場合は、消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第 5 号）を作成し、防災監に申請するものとする。
- 3 前 2 項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。
- 4 防災監が指定した臨時発着場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第 14 条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用目的、飛行内容、離着陸場所及

び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めるときは承認するものとする。

- 2 防災監は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第6号）又は消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補 則

（事故の報告）

第15条 業務指揮者は、航空機に搭乗し消防防災業務に従事中、航空機の事故が発生した場合は、その状況を隊長に報告しなければならない。

- 2 隊長は、業務指揮者から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに防災監に事故に関する報告を行わなければならない。

（備付簿冊）

第16条 隊長は、運航管理に必要な記録簿を備えなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるほか、航空機の使用及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)

(3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が塔乗できる場合

オ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

カ 臓器の緊急搬送

(社)日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師の塔乗できる場合

キ その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合

イ 高層建築物火災における救助

高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出

山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が不可能で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合

エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 火災防衛活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、広範囲にわたる被害状況把握調査を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災へ

リコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 情報収集活動

ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集

上記(1)から(3)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合

イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）

消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合

ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）

火災・災害等即報該当事案で、運航時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合

(5) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害が発生した市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長等（以下「要請者」という。）が、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、神戸市消防局に対し手続を行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5 防災監は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、別表第1に定める要請区分から別表第2に定める出動区分を選択し、災害の状況及び現場の気象状況を確認のうえ、出動の可否を決定し、要請者にその旨を回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊長に対して、直ちに緊急運航活動即時報告書（様式第2号）により活動の概要を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第5関係)

要 請 区 分		出動区分
1	救急活動	
	ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送	第1出動
	イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送	第1出動
	ウ 傷病者の緊急転送	第1出動
	エ 高次医療機関への傷病者の転院搬送	第2出動
	オ 高速道路上での事故	第1出動
	カ 臓器の緊急搬送	第2出動
	キ その他	第2出動
2	救助活動	
	ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助	第1出動
	イ 高層建築物火災における救助	第1出動
	ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出	第1出動
	エ その他	第2出動
3	火災防御活動	
	ア 林野火災等における空中からの消火活動	第1出動
	イ 被害状況調査	第2出動
	ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送	第2出動
	エ その他	第2出動
4	情報収集活動	
	ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集	第1出動
	イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案(発生中事案)	第1出動
	ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案(終息事案)	第2出動
5	災害応急対策活動	
	ア 被災状況等の調査	第2出動
	イ 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送	第2出動
	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動	第2出動
	エ その他	第2出動
6	その他	
	ア 他府県からの航空応援要請による災害活動	第2出動
	イ 同一災害に対する複数機による災害活動	第2出動
(備考)		
災害対策本部設置時〔震度5以上、震度4以上で被害、その他〕及び災害警戒本部等設置時は、上記の規定に関わらず、全ての出動要請案件について、防災監が出動の可否を決定する。		

別表第2(第5関係)

出動区分	内 容
第1出動	緊急運航の要請を受けた場合に即時に行う出動
第2出動	緊急運航の要請を受けた場合に防災監が必要と認めて指示する出動